

「立山町上水道施設運転監視制御システム整備工事」にかかる
公募型プロポーザル実施要領

本書は、「立山町上水道施設運転監視制御システム整備工事」（以下「本事業」という。）の優先交渉権者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

第1 事業概要に関する事項

1 事業名称

立山町上水道施設運転監視制御システム整備工事

2 事業目的

立山町では、町内に点在する水源や配水池など水道施設について、上水道施設運転監視制御システム（以下「運転監視制御システム」という。）により運用管理している。各水道施設と運転監視制御システムを繋ぐアナログ専用線が、令和11年3月31日にサービス終了となることから、各水道施設との通信方法を見直すとともに、新たな運転監視制御システムを整備するものである。

本事業の実施にあたっては、国土交通省の上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の交付金を活用し、一般社団法人水道情報活用システム標準仕様研究会（以下「研究会」という。）から公開されている水道情報活用システム標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に準拠する水道標準プラットフォーム（以下「水道標準プラットフォーム」という。）を利用したクラウド型のシステムとする。

3 事業内容等

（1）事業内容

別紙1「立山町上水道施設運転監視制御システム整備工事 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（2）事業期間

契約締結の日の翌日から令和11年2月28日（水）までとする。

（3）対象設備等

①整備対象設備等

（ア）	運転監視制御システム	1 式
（イ）	水道標準プラットフォーム構築	1 式
（ウ）	データ伝送装置	1 式
（エ）	クラウド伝送装置	1 式

- (オ) 監視用パソコン及び大型モニター 2箇所
(立山町役場水道課、立山町上水道管理センター)
- (カ) レーザープリンター 1箇所
(立山町上水道管理センター)
- (キ) 監視用タブレット 2台
- (ク) その他必要な設備 1式
- ②撤去対象設備
- (ア) 既設運転監視制御システム 1式
- (イ) 既設テレメータ装置 1式
- (ウ) その他撤去が必要な設備 1式

(4) 見積限度額

金 176,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

※この見積限度額は、本事業の上限額を示したものであり、予定価格ではない。

本事業は複数年度にわたる事業であることから、各年度の支払限度額等(消費税及び地方消費税を含む)については、下表のとおり予定している。

表 支払限度額・出来高予定額

単位：円

年度	支払限度額	出来高予定額
令和8年度	70,400,000 円	78,300,000 円
令和9年度	52,800,000 円	58,700,000 円
令和10年度	52,800,000 円	39,000,000 円

4 事業担当

本事業の担当は、下記のとおりである。

〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440

立山町 水道課 水道施設係

TEL：076-462-9961

e-mail：suidou@town.tateyama.lg.jp

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 選定方法

優先交渉権者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により行う。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び選定スケジュールは、下表のとおりとする。

表 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

日程（予定）	内 容
令和8年8月21日（金）	実施要領等の公表、参加申込受付開始
令和8年9月7日（月）	参加申込書等の受付期限
令和8年9月14日（月）	実施要領等に関する質問の受付期限
令和8年9月25日（金）	実施要領等に関する質問の回答
令和8年10月1日（木）	辞退届の受付期限
令和8年10月2日（金）	提案書の受付期限
未定（後日通知）	提案審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
令和8年10月 中旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和8年11月 上旬	契約締結

3 プロポーザル参加要件

本事業のプロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる全ての項目を満たしている事業者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②町の令和8年度入札参加資格者名簿（建設工事）に、業種が「電気工事」又は「電気通信工」として登載された者であること。ただし、プロポーザルの参加申込み期限までに入札参加資格審査申請を行い、提案書等の提出期限までに承認を受けた者も有資格者として認める。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て及び、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団又は構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- ⑤プロポーザルの参加申込み期限から契約候補者の決定までの期間において、立山町建設工事等指名停止要領（令和6年9月30日告示第131号）の規定による指名停止の期間中でないこと。

- ⑥建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、「電気工事」又は「電気通信工事」につき特定建設業の許可を受けたものであること。
- ⑦過去 10 年間（平成 28 年～令和 7 年）に上水道施設運転監視制御システム整備に類する工事等の実績 1 件以上を有すること。

4 失格要件

参加者の行為が、次のいずれかに該当する場合は、即時失格又は調査により失格となる場合がある。失格となった場合、当事者にその旨を通知するとともに、審査前・審査中にあっては審査から除外し、審査後から本工事の契約締結までの間にあっては、優先交渉権者となる権利を喪失する。

- ①本実施要領（仕様書及びこれに付属する書類を含む。）に記載された手続きや手順、期限等を遵守しない場合。
- ②プロポーザル参加要件を満たしていない場合。
- ③提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合。
- ④他のプロポーザル参加者と、企画提案の内容又はその意思について、相談を行ったことが判明した場合。
- ⑤審査員等に対して、プロポーザルで有利になることを目的に、直接、間接を問わず故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑥その他、プロポーザルの適正な執行を妨げる行為があると認められる場合。

第 3 参加手続きに関する事項

1 参加申込

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の①～③の書類を令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 5 時まで（必着）に、事業担当へ電子メールにて提出するものとする。

- ①プロポーザル参加申込書（様式 1 - 1）
- ②会社概要書（様式 1 - 2）
- ③業務実績調書（様式 1 - 3）

2 質問

プロポーザル実施に関する質問は、令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 5 時まで（必着）に、質問書（様式 2）へ記入のうえ、事業担当へ電子メールにて提出するものとし、電話及び口頭による質問は受け付けない。

質問に対する回答は原則として、令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 5 時までに、プロポーザル参加申込書を受理した全参加者に、電子メールにて回答する。

3 辞退

事情により参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を令和8年10月1日（木）午後5時まで（必着）に、事業担当へ電子メールにて提出するものとする。

第4 提案書等の提出に関する事項

プロポーザル参加者は、仕様書の内容を踏まえ、①提案書及び②経費見積書（以下「提案書等」という。）を作成し、書類をファイルにとじ込み、令和8年10月2日（金）午後5時まで（必着）に、事業担当へ持参又は郵送にて、提出するものとする。詳細については下記のとおりとする。

1 提案書等の提出部数

提案書等については、次のとおり提出するものとする。

- ・ファイルに綴じ込んだ提案書等 10部
- ・提案書等の内容をPDF形式の電子データで出力したCD-ROM 1枚

2 提出方法等

- ①原則として持参により提出することとする。ただし、やむを得ず郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限の前日まで必着とする。
- ②提出した提案書等は、書換え、引き替え又は撤回することはできない。
- ③提出した提案書等の取扱いは、立山町情報公開条例（平成10年立山町条例第23号）によるところとする。提出された提案書等において、企業秘密に該当する部分については、提案書等にその旨を明記するなど明らかにすること。
- ④提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案した者に帰属するものとする。なお、提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案した者が負うこととする。

3 提案書について

- ①提案書は、仕様書に基づき提案すること。
- ②様式は基本的に、A4縦の用紙に、横書き、両面印刷とすること。なお、A3用紙を使用する場合はA4版に折り込むこと。
- ③表紙には、表題として「立山町上水道施設運転監視制御システム整備工事」と事業者名を記載すること。
- ④目次には、章・節等の項目番号及び、参照先のページ番号を記載すること。
- ⑤提案書は表紙、目次等を除き、50ページ以内とすること。
- ⑥使用する言語は、日本語とすること。
- ⑦仕様書や評価項目等を参考に必要な事項を記載すること。
- ⑧提案書の記述内容に不整合があった場合は、上水道事業者に有利な記述内容を正とみなす。

4 経費見積書について

- ①経費見積書は、経費見積書（様式4）に基づき作成すること。
- ②経費見積書のうち、システム導入費用は、3年間の費用を計上するものとし、システム構築費用、カスタマイズ費用、ハードウェア関連費用、水道標準プラットフォーム環境構築費用、データ移行費用、その他必要な費用を提示すること。
- ③経費見積書のうち、ランニング費用は、本事業によるシステム導入後から、10年間の費用を計上するものとし、システム使用料、システム保守料、水道標準プラットフォーム利用料、回線使用料、その他必要な費用を提示すること。
- ④記載する金額は、日本円（消費税及び地方消費税込み）で記載すること。
- ⑤システム導入費用は、見積限度額を上限とすること。

5 システム導入費用の詳細について

- ①システム構築費用
 - ・パッケージソフトウェア、ネットワーク機器、プロジェクト管理、現状分析・要件定義、システム設計、システムテスト、設定作業、導入支援作業等に係る費用
 - ・作業の品質管理、定例会議の運営、報告、ドキュメントの作成と報告、進捗・品質・契約に係る費用
- ②カスタマイズ費用
 - ・運転監視制御システムのカスタマイズに係る費用
- ③ハードウェア関連費用
 - ・運転監視制御に必要な機器（伝送装置、通信関連機器等）に係る費用
 - ・クライアントパソコン（立山町役場 水道課、上水道管理センター）、液晶ディスプレイ、大型モニター、プリンタ等ハードウェアに係る費用
 - ・既設設備等の撤去処分費用
- ④水道標準プラットフォーム環境構築費用
 - ・プラットフォーム環境設定作業、利用手続支援に係る費用
- ⑤データ移行費用
 - ・既存システムからのデータ移行に係る費用
- ⑥その他
 - ・必要と見込まれる費用

6 ランニング費用の詳細について

- ①システム利用料
 - ・サービス提供に必要なOS、ミドルウェア、アプリケーションソフトライセンス料に係る費用
- ②システム保守料
 - ・システム保守等ソフトウェアに係る費用
 - ・システム運用保守、運用サポート、ヘルプデスク、障害対応、ドキュメント整備、教育・研修に係る費用
- ③水道標準プラットフォーム利用料
 - ・水道標準プラットフォーム利用料、運用管理サポートに係る費用

④回線使用料

- ・各水道施設との接続にかかる回線使用料に係る費用（IWAN、その他）

⑤その他

- ・必要と見込まれる費用

第5 プロポーザルの審査に関する事項

1 審査を行う機関

提案書等の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的に設置する「立山町上水道施設運転監視制御システム整備工事審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

2 審査方法

別紙2「立山町上水道施設運転監視制御システム整備工事に関する優先交渉権者選定基準」（以下「選定基準」という。）に基づき、以下のとおり審査を行う。

（1）参加資格審査

町は、参加申込み時に提出する参加申込書等の書類について、プロポーザル参加要件を確認し、参加資格審査結果をプロポーザル参加者に通知する。

（2）書面審査

提案書等について、選定基準に基づき、委員会が書面審査を行う。なお、提案書等を受領後、町が必要であると判断した場合には、補足資料等を求めることがある。

（3）プレゼンテーション（出場形式にて実施）

プロポーザル参加者は、提案書等に基づきプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションについて、審査員がヒアリングを実施し、審査する。必要な機材等は、参加者が準備すること。

①会場・実施日程

会場は立山町役場会議室、実施日は令和8年10月中旬頃を予定している。

※詳細な日時や開催場所等は、参加者に後日連絡を行う。

②タイムスケジュール

プレゼンテーションの所要時間は、一参加者あたり30分以内とする。

（時間の目安：準備3分、説明15分、質疑応答10分、片付け2分）

③注意事項

- ・各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とする。

- ・プレゼンテーションにおいて、パソコンなどの必要な機器がある場合は、参加者において準備すること。（プロジェクター、スクリーンは、町が準備する。）
- ・プレゼンテーションでは、提出した提案書等に基づき、主要な内容やアピールポイントなどを簡潔に説明すること。
- ・プレゼンテーションへの出席人数は、最大4名までとする。
- ・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定された時間に遅れた場合は、失格とし、審査対象としない。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。

（４）選定結果の通知

選定結果は、書面にて採否のみを通知する。また、審査結果についての異議申し立ては認めない。

（５）事業者を選定しない場合

最終的にプロポーザルの参加者がいない、又は適切な事業遂行が見込めない等の理由により、優先交渉権者を選定しない場合がある。その場合は、この旨を速やかに町のホームページにて公表する。

第６ 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１ 事業契約に関する基本的な考え方

（１）事業契約の締結

町は選定された優先交渉権者と契約の締結を行う。なお、町と優先交渉権者は、契約の締結交渉に際し、提案書等の見直し協議を行うことができる。

契約締結の合意に至らなかった場合は、次点者と交渉を行うことができる。

（２）契約内容の見直し

本事業の契約締結後、事業者の責に帰することができない事由によって、提案書の内容が履行できない場合は、契約内容の見直しを行うことができる。なお、契約内容の変更については、町と事業者が合意に至った場合は、速やかに契約変更を行うものとする。

２ 求められる水準

本事業に求められる水準は、仕様書及び提案書等によって定められる。

３ 履行保証等に関する事項

事業契約の締結にあたっては、契約の履行を確保するため、以下の方法等により事業契約毎の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証証券による保証を付す等の保証措置

第7 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

本事業の契約に関する解釈について疑義が生じた場合、町と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、関係法令及び事業契約に従うこと。

2 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第8 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ①事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行、又はその懸念が生じた場合、町は事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、町は、事業契約を解除することができる。
- ②事業者が倒産又は、事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、町は事業契約を解除することができる。
- ③ ②の規定により、町が事業契約を解除した場合、事業者は、町に生じた損害を賠償しなければならない。

2 町の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合

- ①町の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- ② ①の規定により事業者が事業契約を解除した場合、町は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定めるとおりとする。

第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は想定していない。

3 その他の支援等に関する事項

町は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行うものとする。

第10 その他の事業の実施に関し必要な事項

1 公募型プロポーザル参加に伴う費用負担

公募型プロポーザル参加に伴う費用は、すべて公募型プロポーザル参加者の負担とする。

2 提出書類の取り扱い

(1) 著作権

提案書等の著作権は、公募型プロポーザル参加者に帰属する。ただし、本事業の公表及び町が必要と認めたときは、町は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。なお、契約に至らなかった提案については、優先交渉権者決定結果の公表以外に使用しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことによる責任は、原則として公募型プロポーザル参加者が負う。

3 本事業において使用する言語等

公募型プロポーザル参加及び本事業に関して使用する言語は、日本語を使用する。また、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。